

埼玉県がん対策推進協議会設置要綱の一部改正について

1 趣旨

がん登録等の推進等に関する法律に基づき設置した埼玉県がん登録審議会は、がん登録情報の提供について審議するものであるため、がん対策推進協議会「地域がん登録部会」を廃止する。

2 改正内容

改正前	改正後
<p>(部会の設置)</p> <p>第6条 協議会に次の部会を置く。</p> <p>(1) がん教育</p> <p>(2) がん患者の就労等</p> <p>(3) <u>地域がん登録</u></p> <p><u>(4) その他必要と認める部会</u></p> <p>2 部会の委員は、会長と協議の上、委員の中から保健医療部長が選任する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の中から互選する。</p> <p>4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。</p> <p>5 部会長及び保健医療部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。</p>	<p>(部会の設置)</p> <p>第6条 協議会に次の部会を置く。</p> <p>(1) がん教育</p> <p>(2) がん患者の就労等</p> <p><u>(3) その他必要と認める部会</u></p> <p>2 部会の委員は、会長と協議の上、委員の中から保健医療部長が選任する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の中から互選する。</p> <p>4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。</p> <p>5 部会長及び保健医療部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。</p>

3 施行日

令和元年11月20日